平成２２年（フ）第５５４号
石川県石川郡野々市町本町５丁目８番41号
フリーダムＴ＆Ｋ101号
債務者　奥山　まり
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５７４号
石川県白山市八田町1220番地10、従前の住所金沢市近岡町748番地２
債務者　川島建築こと　川島　忠康
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５７５号
石川県白山市八田町1220番地10、従前の住所金沢市近岡町748番地２
債務者　川島　和枝
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
静岡県賀茂郡松崎町岩科南側350番地
債務者　菊池　弘幸
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２９７６号
名古屋市熱田区旗屋１丁目２番17号　ビックベン旗屋ビル202号
債務者　濵口　昌之
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９７７号
名古屋市熱田区旗屋１丁目２番17号　ビックベン旗屋ビル202号
債務者　濵口　直子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１９１号
愛知県尾張旭市平子町西385番地　県営住宅５―104
債務者　鈴木　友美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１２号
三重県名張市南百合が丘137番地
債務者　増田真理子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１３２号
三重県伊賀市緑ケ丘西町2415―１　ヴィラ・ヴェルデ103号、住民票上の住所兵庫県神戸市垂水区名谷町3173番地　セントポリア神戸運動公園116号
債務者　肥後　勝久
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第６４０号
兵庫県神崎郡神河町猪篠764、住民票上の住所栃木県那須郡那須町大字高久甲1742番地101
債務者　渡邊　　明
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８７３号
兵庫県姫路市夢前町前之庄1426番地三枝方、従前の住所兵庫県姫路市坂田町37番地１
債務者　武田　由美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８７８号
兵庫県姫路市飾磨区玉地１丁目93番地鳩岡マンション401、従前の住所札幌市手稲区曙５条３丁目１番21号
債務者　柴田真由美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５６４号
広島市安芸区中野２丁目25番３―１号
債務者　上岡　達史
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９７号
広島市安佐南区大町東１丁目10番17―201号
債務者　堀田　直美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３０号
広島市東区福田５丁目1088番地の７
債務者　貞近　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３１号
広島県安芸郡坂町小屋浦２丁目44番３号、住民票上の住所広島県安芸郡坂町小屋浦２丁目40番13号
債務者　當宮　正則
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４９号
広島市安佐北区可部９丁目31番21号
債務者　中原　満也
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部